

労災レセプト電子化の普及目標について

電子レセプトの導入率の検討

- 医師等が高齢の診療所・薬局の場合、レセプトコンピュータを使用していない場合などは、健康保険においてもレセプト電子化の例外規定を設けており、このよう機関においては労災保険においてもレセプト電子化は普及が難しい。
 - 健康保険におけるオンライン請求の導入状況を見ると、平成18年の省令の施行以降、平成21年の省令改正も含め、複数年に亘り段階的にオンライン化が進んでいる。
 - 各医療機関における労災レセプトの取扱件数は、健康保険の件数に比べて少数であり、健康保険の導入率を超えることは見込めない。
- ・ 健康保険の導入率(請求機関数に占める電子レセプトによる請求を行った医療機関の率)を目標とする。

健保におけるレセプト電子化の状況

平成24年10月診療分における請求内訳(医療機関数・薬局数)

平成24年11月30日現在

	医療機関数 薬局数	電子レセプトによる請求						紙レセプトによる請求						
		A	B	オンラインによる請求		電子媒体による請求		E	レセコン出力による請求		手書きによる請求			
				率(%) [B/A]	C	率(%) [C/A]	D		率(%) [D/A]	F	率(%) [F/A]	G	率(%) [G/A]	
医科	400床以上	811	808	99.6	805	99.3	3	0.4	3	0.4	0	0.0	3	0.4
	400床未満	7,779	7,685	98.8	7,507	96.5	178	2.3	94	1.2	49	0.6	45	0.6
	病院計	8,590	8,493	98.9	8,312	96.8	181	2.1	97	1.1	49	0.6	48	0.6
	診療所	87,927	73,236	83.3	40,451	46.0	32,785	37.3	14,691	16.7	7,446	8.5	7,245	8.2
	医科計	96,517	81,729	84.7	48,763	50.5	32,968	34.2	14,788	15.3	7,495	7.8	7,293	7.6
畜科	71,222	30,908	43.4	5,008	7.0	25,902	36.4	40,314	56.6	29,325	41.2	10,989	15.4	
調剤	54,473	51,519	94.6	50,865	93.0	854	1.6	2,954	5.4	448	0.8	2,506	4.6	
総合計	222,212	164,156	73.9	104,434	47.0	59,722	26.9	58,056	26.1	37,268	16.8	20,768	9.4	

※各項目ごとに割合を算出しているため、率(%)の合計が不一致となる場合があること。

【普及率の目標(案)】

健康保険等における電子レセプトによる請求の率(社会保険診療報酬支払基金において取り扱っている電子レセプトの率)を目標とする。

医科(84.7%)・調剤(94.6%)に区分した目標設定、若しくは、総合計(73.9%)での目標設定。

※率は、平成24年10月診療分の請求における電子レセプトの割合

電子レセプトの普及時期の検討

○ 各医療機関がソフトウェア導入等の対応を行うことを踏まえて期間を設定

→ ・ レセプトコンピュータのメンテナンスが行われることが想定され、これに併せて労災レセプトの電子化への対応を図ることが期待できると考えられることから、診療報酬改正の時期をポイントとする。

診療報酬改正時期(見込み)等

診療報酬改正は通例2年ごとに行われている

平成24年4月 診療報酬改正

平成25年9月 労災レセプト電算処理システム稼働予定

平成26年4月 診療報酬改正(見込み)

平成28年4月 診療報酬改正(見込み)

○ 健康保険におけるオンライン請求の導入状況を見ると、複数年に亘り段階的にオンライン化が進んでいる。

→ ・ 労災保険指定医療機関等に対する十分な周知とその浸透を考えると、システム稼働直後ではなく一定期間を見据えた普及を考えるのが現実的ではないか。

【普及時期の目標(案)】

労災レセプト電算処理システムの稼働が平成25年9月に予定されており、その後の最初の診療報酬改正時期は半年後の平成26年4月と期間がないことから、次回の診療報酬改正時期である平成28年4月を目途とした普及を目標とする。

(参考)

レセプト電子化のスケジュール(健保)

		原則	例外規定		
			【手書き】	【高齢者】	【リース期間切れ等】
医 科	病 院	・平成20年4月～ 400床以上でレセプト電子請求を行っているもの(注1) ・平成21年4月(注2)～ 400床未満でレセプト電子請求を行っているもの(注1) ・平成22年7月～ レセプトコンピュータを使用しているもの	レセプトコンピュータを使用していない場合 ↓ 紙で請求可 (電子媒体又はオンラインによる請求に移行するよう努めるものとする)	/ ↓ 常勤の医師・歯科医師・薬剤師がすべて65歳以上の診療所・薬局(レセプト電子請求が可能な場合を除く) ↓ 紙で請求可	/ ↓ レセプトコンピュータのリース期間又は減価償却期間の終了まで(最大平成26年度末) ↓ 紙で請求可
	診 療 所	・平成22年7月～ レセプトコンピュータを使用しているもの			
歯 科		・平成23年4月～ レセプトコンピュータを使用しているもの			
薬 局		・平成21年4月(注2)～ レセプトコンピュータを使用しているもの			年間請求件数が1200件以下の薬局のレセプトコンピュータのリース期間又は減価償却期間の終了まで(最大平成22年度末) ↓ 紙で請求可

(注1) レセプトコンピュータにレセプト文字データ変換ソフトの適用が可能である場合を含む。

(注2) 平成21年4月時にオンライン請求を行えなかった病院・薬局は、平成21年12月診療分から。

※ この他、個別事情(回線障害、業者の対応遅れ、改築工事中、概ね1年以内に廃院予定、その他特に困難な事由)による猶予規定あり。

レセプト電子化の推移(健保)

医療機関のレセプト電子化の推移(施設数ベース)

